

一人一人のニーズに応じた支援をめざして

瑞穂市では、お子さん一人一人のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行い、もてる力を発揮しつつ主体的に学び、心豊かに生活できるよう特別支援教育の充実をめざしています。

一人一人が輝く姿を願って、保護者と学校、関係機関が手を取り合って、お子さんの育ちを支えます。

こんな心配はありませんか？



Q1 子どもの育ちについては、どこに相談すればいいですか？

A1. お子さんの発達に気になることがあれば、市教育委員会に、気軽にご相談ください。早期の相談や支援が、よりよい育ちにつながります。いつでも相談を受けております。相談内容に応じて、リーフレット4ページの相談先をご活用ください。

Q2 小学校の入学先について迷っています。いつ頃までに決めるのですか？

A2. お子さんの入学先については、保護者との相談を重ねながら、お子さんに適切な学びの場を決定します。

見通しや手続きの流れは、リーフレット3ページをご覧ください。



かきりん

Q3 地域の小中学校には、特別支援学級や通級指導教室がありますか？

A3. 全ての小中学校に特別支援学級が設置されています。

また、小学生を対象とした言語通級とLD・ADHD等通級指導教室、中学生を対象としたLD・ADHD等通級指導教室があります。詳しくは、リーフレット2ページをご覧ください。

一人一人のニーズに応じた育ち・学びの場

特別支援学級は、お子さん一人一人の障がいを正しく理解するとともに、個別の教育的ニーズを把握し、少人数による適切な指導や必要な支援を行います。

そのために、お子さん一人一人の実態に応じた「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、見通しをもった継続的な支援をめざします。

知的障がい学級

自閉症・情緒障がい学級

特別支援学級

- ・1学級8人までの少人数で指導します。
- ・通常学級のお子さんと活動を共にする機会（交流及び共同学習）を設け、集団生活への参加と相互理解を深めます。

- ・各教科の目標・内容を下学年のものに替えたり、各教科を特別支援学校のものに替えたりするなど、個に応じた特別な教育課程（学習計画）を編成します。
- ・小学校では、体力づくりや基本的生活習慣の確立、日常生活に必要な言語や数量などの指導を行っています。

- ・該当学年の教育課程（学習計画）の編成が基本ですが、実態に応じて、各教科の目標・内容を下学年のものに替えたり、特別な教育課程を編成したりする場合があります。
- ・必要に応じて、障がいによる学習上または生活上の困難の改善・克服を目的とした指導の領域である「自立活動」の指導を取り入れます。

通級指導教室とは、ほとんどの授業を通常の学級で受けますが、特定の時間に限ってその教室に通い、障がいの状態に応じた指導を受ける教育の場です。

瑞穂市には、言語通級指導教室、LD・ADHD等通級指導教室があります。自校に通級指導教室がない場合は、他校の通級指導教室に通って指導を受けることができます。

通級指導教室の担任は、通級指導教室で学んだことを通常学級や家庭で生かせるように、担任や家庭との連携を図ります。

言語通級

LD・ADHD等通級

通級指導教室

- ◎市内全小学校から通級できます。（穂積小）
- ・発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするお子さんが通います。
- ・発音・発声の指導や遊びの指導などによってスムーズに会話できるよう指導します。
- ・週1時間から2時間程度の個別指導を行います。

- ◎小学生は、全ての小学校で通級指導を受けることができます。
- ◎中学生は、穂積北中教室に、穂積中、巣南中の生徒も通います。
- ・発達障がいのあるお子さんに、障がいの克服と改善をめざして指導します。
- ・対人関係やコミュニケーションに関わる「苦手感」を改善・克服するために、ソーシャルスキルトレーニングを行います。
- ・週1時間から月1時間の個別指導を行います。

通常学級

- ・児童一人一人の良さや困り感、ニーズを的確に把握し、環境づくりや授業形態の工夫などを通して、誰もが「分かる」「できる」授業をめざします。
- ・特別支援学級在籍のお子さんとの交流および共同学習を通して、障がいの理解を深め、共に充実した時間を過ごし生きる力を身に付けるよう工夫します。

入学先を決めるまでの流れ

月	保育所・幼稚園	小学校・中学校	瑞穂市教育委員会
4			
5	・園児の様子を把握	・児童生徒の様子を把握	
6	・巡回訪問	○保護者との相談	○就学相談会①
7	・臨床心理士による巡回訪問 一人一人に合った適切な支援ができるように臨床心理士が巡回訪問をして、保育所・幼稚園に専門的な助言をします。必要に応じて、保護者にも助言の内容をお伝えします。	お子さんの困り感について、保護者と相談し、よりよい学びの場を考えます。保護者の了解を得て、発達検査を行います。 ◆校内教育支援委員会	年長児の保護者を対象に、発達の悩みや、就学に関わる相談を受けます。開催日時や申込み方法については、「広報みずほ」でお知らせします。
8			
9			○就学相談会②
10		○就学時健康診断 ◆校内教育支援委員会	
	入学前の健康診断を、各小学校にて行います。		
		◆校内教育支援委員会	◆教育支援委員会
	保護者や専門家の意見を聞いた上で、障がいの状態、教育上必要な支援の内容など総合的に判断し、保護者にお伝えします。		
		○就学先の決定	○就学相談会③
11	特別支援学校への入学や特別支援学級への入級及び通級指導教室の通級が決定した場合は、保護者の申請書など書類が必要です。学校や保育所・幼稚園を通じて提出します。		
12			
1			
2		○特別支援学校入学説明会 ○小中学校入学説明会	
3			

【事前の見学や相談について】

- ◆入学先を決定するため、または必要な支援を受けるために、事前に特別支援学級や通級指導教室の様子を見学することができます。ご希望があれば、市教育委員会または各学校へご連絡ください。
- ◆特別支援学校への入学には、事前に教育相談や体験入学をしていただく必要があります。保育所・幼稚園または学校を通じて日程をお知らせします。

お子さんの育ち・学びに関わる相談先

機関名・連絡先	内 容
健康推進課 3 2 7 - 8 6 1 1	妊娠期から就学前までのお子さんの発達に関する相談を受けます。 乳幼児の健診や相談、または発達支援教室（のびっこ広場）や発達相談（ひだまり相談）を通して保護者とお子さんへの支援を行います。
幼児支援課 3 2 7 - 2 1 4 7	保育所の入所に関することや保育所でのお子さんの様子について相談を受けます。
福祉生活課 3 2 7 - 4 1 2 3	障がいに関することについて、子どもから成人まで広く相談を受けます。 障がい者に関する手帳や手当の申請、福祉サービスについて相談・手続きを行います。 入学後の放課後デイサービスの利用について相談・手続きを受けます。
もとす療育センター （もとす広域連合療育医療施設 幼児療育センター） 0 5 8 - 3 2 3 - 0 5 8 4	小学校入学までの支援の必要なお子さんに、個別または小集団で、人との関わり方やコミュニケーションの方法などを学ぶ療育の場を提供します。 発達検査や相談を行います。
岐阜県発達障害者支援センターのぞみ 0 5 8 - 2 3 3 - 5 1 0 6 （電話相談）	発達障がいに関することについて子どもから成人まで相談を受けます。また家庭生活についてのアドバイスや個に応じた支援の具体的な手立てについて相談を受けます。保育園や学校などと連携を取り支援を行います。
学校教育課 3 2 7 - 2 1 1 6	就学相談や教育相談など教育に関する相談を受けます。
瑞穂市教育支援センター 3 2 2 - 8 2 2 2	小・中学校のお子さんの不登校、発達などの相談を受けます。（電話相談または来所相談）
小学校・中学校 各校のホームページを参照	市内すべての小・中学校に特別支援学級が設置されています。特別支援教育コーディネーターが、相談の窓口となります。



Q. 子どもの入学に向けて、専門家の意見を聞ける相談会は、ありますか？

A. 年長児の保護者を対象に、6月、8月、11月に就学相談会を開きます。臨床心理士や教育委員会の担当者らがお話を伺い、アドバイスします。

